

人事行政の運営等の状況

お問い合わせは職員課 483-1151 (代表) へ

「八千代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」などに基づき、市職員の任命や、給与の状況、勤務条件などの概要を公表します。この内容は、市のホームページ、市役所情報公開室で閲覧できます。

1. 市職員の給与などの状況

(1) 給与

① 人件費 (24年度普通会計決算・人口は25年3月31日現在)

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	23年度の人件費率
19万2,951人	561億 969万円	16億 464万円	113億4,487万円	20.2%	21.3%

※普通会計は本市の場合、一般会計と墓地事業特別会計を合わせたもの。実質収支は、歳入から歳出と翌年度に繰り越すべき財源を除いた額。人件費に含まれる経費は議員や非常勤職員等の報酬、特別職や一般職の給料、職員手当など

② 職員給与費 (24年度普通会計決算・職員数は24年4月1日現在)

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
1,197	48億 539万円	15億3,186万円	18億 681万円	81億4,406万円	680万円

※職員手当とは扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、地域手当、管理職手当、時間外勤務手当などで、退職手当は含みません

③ 人件費削減措置 (25年4月1日現在)

	削減措置	実施期間	内容
一般職	管理職手当の減額	23年4月から26年3月までの間	9%の減額
	期末勤勉手当の加算措置の減額	13年4月から当分の間	部長級 15% → 10% 課長級 10% → 7%
	住居手当(持家)の減額	25年4月から26年3月	4,000円 → 2,000円
特別職	期末手当の加算措置の減額	14年4月から当分の間	市長、副市長、教育長、事業管理者 15% → 10%

④ 職員の平均給料月額及び平均年齢 (25年4月1日現在)

区分	一般行政職 ^{*1}		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
八千代市	30万9,137円	39.2歳	36万4,532円	49.6歳
千葉県	33万9,336円	43.1歳	32万6,514円	51.8歳
国	減額前	43.1歳	28万6,850円	49.9歳
	減額後 ^{*2}		27万2,119円	

※1) 税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、清掃職員、学校給食員、その他技能労務職、小・中学校教育職、その他教育職以外の職員

※2) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による減額後の額

⑤ 職員の初任給 (25年4月1日現在)

区分	八千代市	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	17万8,800円	17万8,800円	(総合職) 18万1,200円 (一般職) 17万2,200円
	高校卒	14万4,500円	14万4,500円	(一般職) 14万 100円

⑥ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (25年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	大学卒	高校卒	高校卒	中学卒
経験年数10年	28万3,370円	22万7,700円	該当者なし	該当者なし
経験年数15年	34万5,425円	該当者なし	該当者なし	該当者なし
経験年数20年	37万9,086円	34万3,500円	32万5,650円	該当者なし

⑦ 一般行政職の級別職員数

25年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主 事 技 師	主 事 技 師	主任主事 主任技師	主査補	主 査	副主幹	課長 室長	部局長 次 長	
職員数(人)	110	132	65	32	102	72	69	25	607
構成比	18.1%	21.7%	10.7%	5.3%	16.8%	11.9%	11.4%	4.1%	100.0%
1年前	18.0%	17.9%	10.4%	9.3%	17.1%	11.7%	11.2%	4.4%	100.0%
5年前	10.7%	12.2%	10.1%	13.7%	23.8%	12.4%	12.1%	5.0%	100.0%

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名

⑧ 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日(4月1日)前1年間の勤務成績により、昇給の区分を上位の昇給区分、標準区分、下位の昇給区分の3段階を設け、昇給に反映させています。25年4月1日の昇給では、市長部局職員853人中、上位の昇給区分に決定された者は46人(5.4%)、標準区分に決定された者は773人(90.6%)、下位の昇給区分に決定された者は34人(4.0%)でした。

⑨ 職員手当 (いずれも25年4月1日現在)

● 毎月支給

	八千代市	国の制度との違いなど
扶養手当	①配偶者：1万3,000円 ②配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円、16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算	①同じ ②同じ
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の10% 対象者1,350人 1人当たり平均支給年額 38万6,743円(24年度決算)	国の支給率は10%
住居手当	①借家の場合(家賃1万2,000円を超える場合) 家賃の額に応じて2万7,000円を限度に支給 ②持家の場合 2,000円(平成26年度廃止)	①同じ ②国は支給なし
通勤手当	①電車・バスを利用する場合 6か月定期券等の価額による支給を基本として 全額支給 ②乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて3,800円～3万7,600円を支給	①6か月定期券等の価額による一括支給を基本とし、1か月当たり5万5,000円を限度に全額支給 ②使用距離等に応じて、2,000円～2万4,500円を支給

● 勤務実績に応じて支給

時間外勤務手当	24年度	支給総額	
		職員1人当たり平均支給年額	5億1,540万円
23年度	職員1人当たり平均支給年額	支給総額	4億1,615万円
		職員1人当たり平均支給年額	31万円
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		34.8%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		4万3,557円
	手当の種類(手当数)		24種

● 臨時に支給

	八千代市	国			
期末・勤勉手当	24年度支給割合 期末手当 2.60 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 (0.65) 月分 ()内は再任用職員に係る支給割合	24年度支給割合 期末手当 2.60 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 (0.65) 月分 ()内は再任用職員に係る支給割合			
	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% 13年4月から当分の間、(1)③のとおり減額中	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%			
退職手当	区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
	自己都合	23.03月分	32.83月分	46.55月分	55.86月分
	勲奨・定年	28.7875月分	38.955月分	55.86月分	55.86月分

※退職手当は、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が規定されています。本市で24年度に退職した職員に支給された退職手当の1人当たり平均支給額は2,429万円です。定年前早期退職特例措置は2～20%加算で国と同じです

※このほか、管理職手当、夜間勤務手当、災害派遣手当などがあります

台風26号の被害状況と市の対応

台風26号で被災した皆様は心よりお見舞い申し上げます。

■被害状況と市の配備体制及び対応 強い勢力を維持しながら10月16日の午前中に伊豆諸島や関東地方に最接近した台風26号は、千葉県各地で土砂崩れ、浸水の被害などの大きな被害をもたらしました。本市においても、前日からの総雨量が306ミリメートルに達し、16日午前6時には、平成3年以降最大となる時間雨量58.5ミリメートルを観測し、八千代1号幹線付近を中心に市内各地で浸水被害などが発生しました。10月30日現在の集計では、床上浸水197棟(うち住家が154棟)、床下浸水191棟(うち住家178棟)、道路冠水18か所、倒木20件、がけ崩れ8か所、農作物被害のほか、人的被害(軽症)も2件発生しました。

市の対応としては、15日午前11時に安全環境部・都市整備部・上下水道局による対応策などの協議、午後5時15分に臨時配備体制を敷き、市内10か所に自主避難用の避難所を開設し、やちよ情報メール、広報車、市ホームページを活用し、注意喚起と避難所開設をお知らせしました。

夜半から、市民の要請による土のうの配布、未明から道路の交通規制、床上浸水した住宅や浸水した車両からの救出などを行いました。16日午前5時57分に応急対策本部を設置、さらに17日午後4時10分に災害対策本部に移行。台風の被害状況の確認、被災者や避難者への支援、浸水やがけ崩れ箇所の対応などを協議し、浸水家屋の水の中ポンプによる排水作業、廃棄物の処理、消毒などを行いました。台風26号により被災された方々へは、被災の程度に応じて災害見舞金の交付や市税の減免等の支援を行っており、各種被災者支援制度を市ホームページでご案内しています。(総合防災課)

■八千代1号幹線沿いの浸水と水位警報装置 台風26号では、八千代1号幹線の上流の船橋市から八千代市の広範囲で、最大時間雨量が50ミリメートルを超える降雨により、八千代1号幹線沿いの大和田地先、八千代台北16丁目地先、八千代台東6丁目地先、高津地先及び八千代台西7丁目地先において短時間で浸水の状態となりました。昭和58年10月に、京成軌道を挟んだ八千代1号幹線沿いの大和田地先と八千代台北16丁目地先に水位警報装置をそれぞれ1基ずつ設置し、1号幹線の水位が警戒水位に達すると近接住民にサイレンでお知らせするシステムになっていましたが、警報装置の不具合によりサイレンが作動しませんでした。

その後、関係自治会長・町会長宅に市長と事業管理者が伺い、文書をもってお詫びしました。また、自治会からの要請を受け、11月10日に小板橋北・西町会、11月17日に北東自治会を対象に説明会を開催し、住民の皆様は説明をされました。

この警報装置は11月9日に修繕し、14日に作動試験を行い、サイレンが正常に作動することを確認しました。今後はこのような事態が発生しないよう、万全を期した警報装置の管理を行い、災害時の対応に努めてまいります。(上下水道局)

います。費用は無料(交通費などは自己負担)。※所得制限あり
▼申し込み 千葉県母子寡婦福祉連合会 ☎043(222)5818